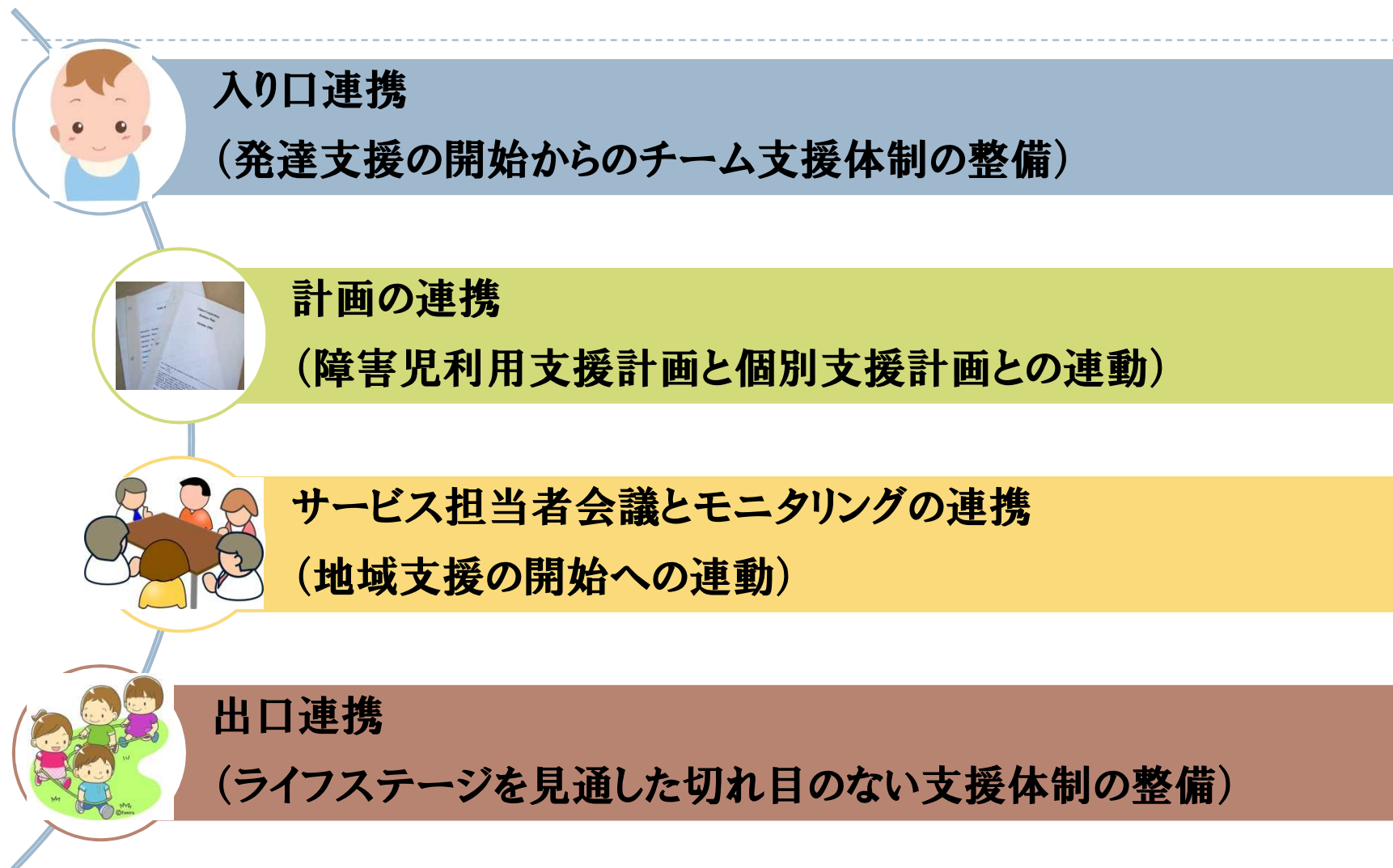


## 児童発達支援事業所と障害児相談支援事業所との連携のあり方



平成 28 年 12 月 26 日

## 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会のヒアリング資料

特定非営利活動法人

日本相談支援専門員協会

児童発達支援のガイドラインに盛り込んで頂きたい内容を、以下にご提案申し上げます。

### 1. 関係機関・団体や保護者との連携

#### (1) 障害児相談支援事業所との連携

##### ① 入り口からの障害児相談支援事業所との連携の重要性

乳幼児健診などの保健師等による育児相談の段階から、児童発達支援事業所が事業展開している【遊びの教室等】の入園前の教室などへの繋がりが行われる場合や、医学的ケアが必要な重症心身障害児が病院から地域移行を図る前の段階においても、障害児相談支援事業所等（療育等支援事業のコーディネーターや委託相談支援事業所等）の相談支援事業との連携に配慮する必要がある。

児童発達支援事業所の利用では無い場合、障害児相談支援事業所が作成する障害児利用支援計画の作成が求められることは無いが、その先に児童発達支援が必要となる場合において、障害児相談支援事業所は後追いで子どもや家族と出会うことになる。当然、その段階では障害児相談支援事業所としての出会い方ではないため、全ての子どもと家族が対象とはならない可能性もあるが、療育支援等に関する相談事業を展開している相談支援専門員と出会うことや相談支援事業に関する情報が伝達されることは重要である。

また、医学的ケアが必要な子どもや家族との出会いは、かなり早期の地域移行の現実から、早期から訪問看護等が調整され、医療関係者を中心に支援チームの形成が開始される中で、障害児相談支援事業所がこのチームに早期から関わることによって、児童発達支援事業所（医療型児童発達支援を含む）と連携し、チームに加わることによって、子どもの発達に視点を置いた支援を開始する事が出来るようになる。

##### ② 障害児支援利用計画と個別支援計画の連動の重要性

発達上の課題と家族が前向きに生活していけるよう、具体的な支援の展開を図るための計画が実践されていく上では、障害児相談支援事業所が作成する障害児利用支援計画の総合的な援助の方針に基づき、児童発達支援管理責任者は事業所の専門性を具体的な支援内容として盛り込んだ個別支援計画の作成する連動性が重要である。

現状では、個別支援計画に盛り込む具体的な支援を反映する障害児支援利用計画としては、ミスマッチがあるとの意見もある。これには、これまで児童発達支援の現場が、子どもの見立てから課題を見出して、具体的な支援を展開してきた経過がその背景にある。児童発達支援事業者は、発達の視点や障害特性への支援に関する専門的見地から、障害児相談支援への比較と評価をしている一方、児童発達支援事業所として固定的な見解に陥っていないか、個別支援計画を適切にモニタリング出来ているかとの自問している現実がある。また、直接的な支援現場においては、子

ども・家族の全てを把握しているわけではないのではとの気づきもある。障害児相談支援が徹底した利用者サイドに立つことで、児童発達支援事業所に言えないことも受け止め、その意向が支援現場に届くことは大きなメリットであり、発達支援に関する議論を障害児相談支援事業と行っていくことは、児童発達支援事業者が新たな情報をキャッチして支援方針にも影響を与えものであり、同時に緊張感をもって子どもの支援に携われる結果をもたらすものとする。

障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画は、子どもが生まれた地域で育つことを目指し、児童発達支援事業所で子どもの発達支援の応援の先に地域の保育所等への移行していくビジョンが児童発達支援管理責任者の個別支援計画との共通した目標として位置付けることが必要であり、児童発達支援のスタートが決して就学まで続けることが全てではないことの個別性を共通認識していくことが望ましい。

(適切な移行支援実績は、児童発達支援事業の評価としても位置づく部分がある)

ガイドラインは、障害児相談支援事業所と児童発達支援事業所が共通認識の中で連携することにより、両者のスキルが向上していくことが地域力の向上につながり、その先の地域支援の展開の一步であるとする。

### ③ サービス担当者会議とモニタリングでの連動の重要性

子どもの発達支援のモニタリングの頻度のあり方については、課題と成長段階におけるモニタリング期間のあり方は個別化され、きめ細かく、その報告が子ども/親と相談支援専門員と共有していく過程が重要である。そのためには、サービス担当者会議において、モニタリングの頻度の検討とサービス担当者会議の頻度・次回開催時期の検討などが共有され、それに基づき児童発達支援事業所が作成する個別支援計画の評価時期や次のステージを目指すための内容が盛り込まれるようにすることが重要である。

これにより、障害児利用支援計画と個別支援計画のモニタリングの時期の検討と共有がなされ、次のステージに向けた検討が具体的に示されることにつながる。また、この過程において、目指すべき方向性の共有により、児童発達支援の頻度（サービス量）を家族とも共有していくことにもつながる。

これが、児童発達支援事業所だけで、事業所内の支援計画の検討の機会だけになると、生活の場として児童発達支援事業所が位置づいて就学時期まで事業所で過ごすことに落ち着き、移行支援へのタイミングが掴めないことも一部では起きることが予想される。あくまで、入り口から、次のステージへと障害児相談支援事業と児童発達支援事業が連動していくことが、スムーズな移行支援後の支援体制の構築に繋がる。

### ④ 出口における障害児相談支援事業所との連携の重要性

児童発達支援事業所から保育所や就学へ移行する場合、引継ぎを中心とした移行支援会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

丁寧な移行支援会議を開催したとしても、移行先の支援開始時に移行支援会議に参加した担当者メンバーの異動などにより、会議で共有した支援情報が届かず、継続した支援が開始されない事が起きている。当然フォローアップの訪問支援を提供していくことが望ましいが、延々続けられ

ることでは無く、フェードアウトすることも児童発達支援事業所としては想定されている。その場合、これまで入り口から連携を図って来た障害児相談支援事業所が、移行先において新たな支援チームを形成して行くことが必要であり、これまで支援の中心であった児童発達支援事業所への訪問支援の調整を図ったり、アドバイスを求めることもあれば、新たなサービス提供事業として放課後等デイサービス事業による支援に向けて障害児支援利用計画を作成してチーム編成を行う事が想定される。フェードアウト的な障害児相談支援へのバトンタッチも視野に入れた連携を図ることが重要であり、障害児相談支援事業所との役割分担も整理しながら進めることが必要となる。

入り口からの連携とフェードアウトする段階までの一貫した連携を続けることが、子どものライフステージに応じた支援の継続性を担保するものである。当然ながら、各ステージの支援会議等、様々な場面でも、子どもや家族との連携も図っていくことが重要である。

## (2) 児童発達支援に関するその他の事項

### ① 保育所等訪問支援の充実に向けた取り組み強化への期待

児童発達支援は、個別の発達ニーズを児童発達支援事業所内で解決していくことが一つの目的でもあるが、持ち合させている専門的な支援が事業所内に留まらず、地域資源として地域支援機関を後方支援し、その機関の支援力の向上機能を有していることが事業の柱として位置付くことが重要と考える。より一層の保育所等訪問支援の充実と同時に、保育所等訪問支援が個別支援としてのみでなく、地域の支援機関への後方支援として、児童発達支援事業が位置付くことへ期待は大きい。児童発達支援事業所による地域の支援機関への後方支援が充実することで、地域の支援力が向上し、身近な保育所等で育ちを応援してもらえる体制に近づくものと考え。

### ② 専門機関との連携とチーム形成へのチーム形成

対象児（知的障害・難聴・肢体不自由・重心・発達障害・内部障害/難病など）に応じた、支援チーム形成（医師・PT・OT・ST・心理職等）に加えて障害児相談支援事業とのチーム形成することが、ライフステージに応じた支援の継続性を担保する事に繋がる。

### ③ 個人情報取扱いの（秘密保持）と情報管理への同意

個人情報の取り扱いと情報管理については、慎重に子どもや家族からの同意を得る事が重要であるが、タイムリーに支援関係者に情報が伝わることで、支援ミスが生じないようにするための工夫が必要である。医療情報の支援者への提供方法なども支援会議や契約時に方法を確認し同意を得ることが重要となる。

### ④ 緊急時体制の確保

医的ケアが必要な子どもについては、特に急変時の連携体制の確保について、地域生活支援拠点整備と連動した取り組みを、自立支援協議会との連動により推進して行くことが望まれる。

※ 障害児相談支援事業所の相談支援専門員の育成強化も前提に、ご意見を申し上げました。